

令和7年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託仕様書

- ・この仕様書は、企画提案書作成用である。
- ・契約予定者（以下「受託者」という。）を特定後、静岡県（以下「委託者」という。）は受託者と本書及び企画提案書に基づいて業務内容の協議を行い、仕様を決定した上で委託契約を締結する。

1 適用

本仕様書は、「令和7年度富士山麓地域の魅力発信・誘客促進業務委託」の企画提案に適用する。

2 現状・課題

(1) 世界文化遺産としての富士山の普遍的な価値の理解促進

世界文化遺産として認められた富士山の2つの価値「信仰の対象」と「芸術の源泉」が十分に理解、認知されていない。

①次期総合計画におけるスポーツ・文化観光部の成果指標	R6年度	目標値(R10年度)
「信仰の対象」と「芸術の源泉」という富士山の世界遺産としての価値の両方を理解している人の割合（県政世論調査）	27.3%	50.0%
古くから信仰の対象とされていること	64.3%	
芸術作品への影響	35.9%	
②世界文化遺産協議会「望ましい富士登山の在り方」実現のための指標・水準	R6年度	目標値(R7年度以降)
山麓の神社や湖などを巡ったのちに富士登山をする文化的伝統を知っている登山者の割合（モニタリング調査アンケート）	38.7%	50%以上
富士山に「神聖さ」を感じた登山者の割合（モニタリング調査アンケート）	88.8%	90%以上

(2) 静岡県富士山世界遺産センターへの来館促進

静岡県富士山麓地域には富士山に係る包括的な保存管理と価値発信の拠点である静岡県富士山世界遺産センターが存在し、年間30万人の来館を目標としている。（R6年度：182,125人）

3 業務の目的

国内外の観光客、登山者に対して、富士山の世界文化遺産としての価値の魅力を発信し、興味・関心を喚起することで、富士山世界遺産センターを核とした富士山麓地域（※）への来訪を促す。

世界遺産富士山の歴史文化的価値を学び、体感できる地域として富士山麓地域のブランド化を目指す。

（※）富士山麓地域…富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町を中心とした地域

4 委託（予定）期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

5 業務内容（提案を求める事項）

(1) メインターゲット

ア 国内観光客、訪日外国人（旅マエ～旅ナカ）

イ 今後、富士登山を考える人

※富士山の神聖性や文化的伝統等を理解した上で、富士登山してもらうことを目指す

(2) 取組内容（提案を求める事項）

受託者の自由な発想により、次の取組を企画し、広報・プロモーションを実施すること。なお、具体的な内容（手法・時期・回数等）は、本仕様書「3 業務の目的」を達成するために、効果的な内容を提案すること。

ア 世界文化遺産としての富士山の2つの価値「信仰の対象」と「芸術の源泉」をテーマとした富士山麓地域のブランドイメージ（基本コンセプト、キービジュアル、キャッチコピー等）の構築、発信

※富士山の日（2月23日）の情報発信にも活用することを想定

イ 価値発信の拠点である静岡県富士山世界遺産センターのPRを通じた来館促進

(3) その他事項

ア 世界遺産としての「富士山」の歴史文化的価値を基に、静岡県での富士山の「美しさ」や「神聖性」のイメージを浸透させ、地域のブランド化を実現する内容とすること。

イ 富士山の歴史文化的価値について、馴染がない人や堅苦しいイメージがある人でも、興味関心が沸き立てられ、魅力的で理解しやすい内容となるよう工夫を凝らすこと。

ウ 今年度の開山期から静岡県では富士登山規制を実施しているため、富士登山そのものを奨励するような内容は避けるよう留意すること。

※万全の準備や心構えが必要な「富士登山」以外の手法によっても、通年で気軽に「富士山」について学び、体感できる地域の魅力向上につながる内容とすること。

エ 本事業の成果品として作成する広報素材（例：ポスターや動画等）は、来夏の登山シーズン以降も富士山麓地域の魅力発信や誘客促進のために利用する予定である。そのため、本事業終了後も静岡県で引き続き使用可能な成果品（動画やデータファイル等）を最低でも1種類以上作成すること。（これらは、静岡県の公式ウェブサイト、SNS、YouTube等の様々な広報媒体で使用することを想定している。）

オ 事業実施に当たっては、富士山麓地域周辺の他の施設との連携を想定（具体的な内容は今後調整）している。これらの拠点や経由地等でPRできる内容を検討すること。

＜富士山の歴史文化的価値を学ぶことができる施設＞

（例）富士山かぐや姫ミュージアム（富士市）、富士山樹空の森（御殿場市）、みほしるべ（静岡市三保松原文化創造センター）（静岡市）、構成資産など

＜富士山麓地域周辺の「富士山」を楽しむことができる観光スポットや体験等＞

（例）景観、歴史・文化、食、アクティビティ等

(4) 効果測定、検証

本事業の実績・効果について、受託者独自で定量的な分析を行い、評価・課題を報告すること。なお、本事業を通じて把握した課題やニーズについては、次年度以降の事業検討材料として活用するとともに、必要に応じて関係者等に情報共有する場合がある。

＜効果測定の項目（例）＞

- ・認知度の向上（世界遺産としての富士山の歴史文化的価値及びその構成資産）
- ・来訪者数の増加（静岡県富士山世界遺産センターや関連施設）
- ・その他、課題やニーズ把握のために必要な事項や事業展開のイメージ等

6 提案に当たって考慮すべき事項

本事業は新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用するため、対象外となる経費があることに留意すること。なお、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するものは、原則として交付金の対象とならない。

＜対象とならない経費の一例＞

- ・モニターツアーなどによる個人への旅行代金の支給
- ・各種事業の参加者（個別企業が参加者である場合を含む。）に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費・金券、クーポン券等発行費
- ・販促品（ノベルティ）の製作に係る経費（事業の企画に係る経費又は販促物試作に係る経費

を除く。)

7 その他の留意事項

(1) 実施体制

ア 受託者は本事業を推進し全体を統括する実施責任者を置き、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。また、必要に応じて業務担当者が打合せ等に参加し、事業実施に関する検討がスムーズに行われる体制を整えること。

イ 実施責任者は、業務遂行に必要な知識（技術的要素を含む）及びプロジェクト管理に係る知識・経験を有する者とする。また、委託者の担当者と十分な意志疎通を図ることができる者とし、委託期間を通じて、緊密な連携と調整を図ること。

ウ 本業務に当たっては、事前に委託者と十分な調整・検討を行うこと。

(2) 権利申請等

ア 事業実施に当たって必要な映像、イラスト、写真、その他の資料等は、原則、受託者が委託費用内において用意すること。

イ 事業実施に当たって必要な権利申請等は、委託者と受託者の協議の上、原則、受託者が行うこと。

(3) 著作権等

ア 本事業に使用する映像、イラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

また、権利処理にあたっては、次の事項が可能となるようにすること。

(ア) 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、委託者の判断により上映、貸出し、配布等が可能とすること。

(イ) 第三者が権利を有する著作物を利用して制作した著作物については、委託者の判断により Web、SNS 等に掲載可能とすること。

イ 本事業に使用する映像、写真については、肖像権を侵害しないよう留意すること。

ウ 定めのない事項については、双方誠意をもって協議し解決にあたる。

8 報告・打合せ

(1) 受託者は、委託者に対し、業務内容や業務の進捗状況等を適宜報告し、委託者の指示に従うこと。

(2) 業務を円滑に実施するために、受託者は委託者の求めに応じ、適宜打合せを行うこと。

9 その他

本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議により決定するものとする。

＜参考＞世界文化遺産富士山を知るための関連サイト

-
- ・ 静岡県世界遺産富士山公式サイト「世界遺産富士山とことんガイド」
(<https://www.fujisan223.com/>)
 - ・ 静岡県富士山世界遺産センター公式サイト (<https://mtfuji-whc.jp/>)
 - ・ 富士山周遊情報サイト「富士山ぐるっとトリップ」(<https://fujisan-gurutto-trip.com/>)
- ※令和8年1月末閉鎖予定
- ・ 富士山世界文化遺産協議会サイト (<https://www.fujisan-3776.jp/>)
 - ・ 日本富士山協会サイト (<https://www.fujisan-kyokai.jp/>)